

原議保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
--------	------------------

佐 本 交 企 発 第 6 3 号
令 和 6 年 4 月 4 日

交通部内各所属長 殿
各 警 察 署 長

有 効	令和11年3月31日まで
企画第一係	

交 通 部 長

「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」 について（通達）

自動車運転代行業については、平成14年6月に施行された自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。）に基づき、佐賀県警察と佐賀県において、交通の安全及び利用者の保護を図るための業務の適正化を図ってきたところであり、自動車運転代行業の業務は、飲酒運転の根絶に向けた取組においても重要な役割を果たしているものであるが、一方で、依然として白タク行為を始めとする違法行為が絶えないとの指摘等もなされているところである。

そこで、警察庁及び国土交通省において、平成23年10月以降、自動車運転代行業者やタクシー事業者の協力を得て、自動車運転代行業に関する実態調査（以下「実態調査」という。）がなされ、その結果を踏まえ、平成24年3月「安全・安心な利用に向けた自動車運転代行業の更なる健全化対策」（以下「健全化対策」という。）が策定されたところであり（別添1参照。なお、実態調査の結果については別添2参照。）、健全化対策の概要及び健全化対策を踏まえて警察が推進すべき事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 健全化対策の概要

警察庁及び国土交通省における対策事項は以下のとおりである。

(1) 随伴用自動車による白タク行為等の悪質な違法行為の根絶

ア 随伴用自動車への表示のペイント化【国土交通省】

イ 白タク行為に係る行政処分基準の強化【国土交通省】

ウ 利用者・飲食店・タクシー利用客向けの白タク行為の違法性等に関する啓発用ポスター、チラシ等の作成【業界団体】

(2) 利用者の安心感確保のための改善策

ア 代行運転自動車の運行に係る損害賠償措置（いわゆる運転代行保険等）の概要の説明義務化【国土交通省】

イ 料金の明細を記載した領収書の発行に関する説明義務化【国土交通省】

ウ 料金概算額の算出根拠の説明義務化【国土交通省】

(3) 安全・安心な運転代行業者の普及促進策

ア 行政処分歴のネガティブ情報の公表【警察庁・国土交通省】

イ 優良運転代行業者の評価制度の創設【業界団体】

ウ 運転代行利用ガイドラインの作成【業界団体】

2 健全化対策を踏まえて県警察が推進すべき事項

健全化対策は、依然として白タク行為を始めとする違法行為が絶えないとの指摘等や実態調査の結果を踏まえたものであり、立入検査等の監督や取締りの一層の充実が求められるところである。

したがって、各警察署においては、交通部交通企画課及び佐賀県担当部局と連携して、自動車運転代行業者に対する立入検査を毎年実施するなどの監督及び自動車運転代行業者による違法行為に対する取締りの強化を図ること。

(別添省略)